| 事 案  | 病院の開設者(医師又は歯科医師に限る)が死亡し、又は失そうの宣告を受けた場合 |  |
|------|--|--|
| 根拠法令 | 医療法第9条第2項                              |  |
| 提出期限 | 10日以内(死亡又は失そうの宣告を受けた日から)               |  |
| 提出窓口 | 管轄保健所                                  |  |
| 添付書類 | 1 開設許可書                                |  |
|      | 2 構造設備使用許可証                            |  |
|      | 3 その他(関係書類)                            |  |
| 提出部数 | 1部                                     |  |
| 手数料  | なし                                     |  |

| 様式の審査要領            |   |  |
|--------------------|---|--|
| 「届出者」欄             | 1 死亡の場合の届出義務者は、次のとおりである。(戸籍法第87条) (1) 同居の親族 (2) その他の同居者 (3) 家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人 2 死亡の届出は、同居の親族以外の親族、後見人、保佐人、補助人及び任意後見人も、これをすることができる。 3 失そうの場合の届出義務者は、失そう宣告の裁判を請求した者である。 (民法第30条~第32条) |  |
| 1 病院名              | 1 開設許可又は変更届がなされている名称が、記載されていること。(現に開設してい<br>た病院の名称)   |  |
| 2 開設の場所            | 1 地番まで正確に記載されていること。   |  |
| 3 開設者の氏<br>名       | 1 開設者が医師又は歯科医師の場合のみ記載されていること。   |  |
| 4 開設者の住<br>所       | 1 地番まで正確に記載されていること。   |  |
| 5 区分               | 1 「死亡」、「失そう」の別を正しく☑選択していること。  |  |
| 6 死亡・失そう<br>宣告の年月日 | 1 失そうの年月日は、民法第31条の規定により死亡したものとみなされる日である。<br>(戸籍法第94条、民法第31条)  |  |
| その他                | 1 医師又は歯科医師の籍登録の抹消申請を指導すること。<br>○医師法施行令  |  |
|                    | (登録の抹消)<br>第6条 医籍の登録の抹消を申請するには、住所地の都道府県知事を経由して、申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。<br>2 医師が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)<br>による死亡又は失踪の届出義務者は、30日以内に、医籍の登録の抹消を申請しなければならない。                  |  |